

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都西東京市北町5丁目9-4

氏名 株式会社五美清掃

代表取締役 小早川 輝明

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

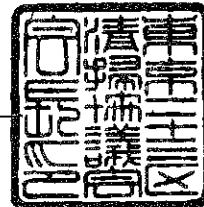
令和6年11月27日

練馬区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、廃家電

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所

4 作業場所 練馬区の区域内

5 許可期間 令和6年12月1日 から
令和8年11月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

特定家庭用機器廃棄物の運搬先である、「特別区内の指定引取場所」については、「運搬」の許可を有する区に所在する指定引取場所に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり。
交付日から効力を有する。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。